

令和6年9月三種町議会定例会決算特別委員会全体会議録

令和6年9月10日三種町議会決算特別委員会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した委員は、次のとおりである。

1番	畠山勝巳	2番	三浦敦
3番	高橋満	4番	平賀真
5番	成田光一	6番	遠藤勝昭
7番	児玉儀広	8番	森山大輔
9番	伊藤千作	10番	清水欣也
11番	荒谷要伸	12番	三村真
13番	小澤高道	14番	堺谷直樹
15番	加藤彦次郎		

一、欠席した委員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した委員は、次のとおりである。

なし

一、早退した委員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	三浦保	企画政策課長	加藤登美子	
税務課長	石川透	町民生活課長	後藤一家	
福祉課長補佐	近藤洋	健康推進課長	小松仁	
農林課長	小玉賢一	商工観光交流課長	清水秀文	
建設課長	児玉憲一	上下水道課長	嶋田修一	
琴丘支所長	鎌田誠	山本支所長	内藤英子	
会計課長	皆川和華子	教育長	藤田良博	
教育次長	牧野誠一	農業委員会事務局長	見上貢	

一、委員会の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主事	畠山夏海		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 認定第 1 号 令和 5 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 2 認定第 2 号 令和 5 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 3 認定第 3 号 令和 5 年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 4 認定第 4 号 令和 5 年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 認定第 5 号 令和 5 年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 認定第 6 号 令和 5 年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 認定第 7 号 令和 5 年度三種町水道事業会計決算の認定について
- 第 8 認定第 8 号 令和 5 年度三種町下水道事業会計決算の認定について

決算特別委員会委員長 平賀 真は、令和 6 年 9 月 10 日、出席委員が定足数に達したので、委員会を開会する旨宣告した。（午前 10 時 00 分 開会）

委員長（平賀 真）

ただいまから決算特別委員会全体会を開会します。

ただいまの出席委員数は 15 名であり、定足数に達しています。

本日の会議を開きます。

日程第 1. 認定第 1 号「令和 5 年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。8 番、森山委員。

8 番（森山大輔）

それでは、質問させていただきたいと思います。

1 点目です。まず、決算補助資料の福祉課 8 分の 1 ページのところの、保育所保護者負担金について、質問いたします。

これ現在、保育者の負担額というのは、いろいろ計算あると思うんですけども、かいつまんでどの程度になっているか、お知らせいただけますでしょうか。

委員長（平賀 真）

福祉課長、ご準備ができましたらお願いします。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 少しあのお調べさせていただきまして、後ほど回答させていただきます。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8 番（森山大輔）

では、後ほど詳細のほうはお待ちしておりますけれども、これを伺ったの

は、今保育料等補助、第2子、第3子と多分減額もあると思うんですけども、これまでに無償化するというようなことを検討したことはございますでしょうか。

委員長（平賀 真）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 お答えいたします。

現在、町の保育料につきましては、第2子以降につきましては全額無償ということになっておりますけれども、平成30年10月以降、保育料というものは、全国的に無償ということになっておりまして、0歳から2歳児につきましては、所得に応じて保育料を徴収しているところでございます。

3歳から5歳児については、全国的に無償ということになっておりまして、まず、第2子以降につきましては、町では無償としておりますが、第1子につきましては、所得に応じて保育料を徴収しているところでございます。

今、県内でも所得制限なしで全額無償というふうな取組をしている市町村が増えてきておりますので、町としましても今後検討していく必要があるかと考えております。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

ぜひその点に関しても検討をお願いできればありがたいなと思います。

続けて、8分の3ページ、ファミリー支援事業なんですけれども、こちらはファミリー支援事業の対象施設というのは、現在どのようになっておりますでしょうか。

委員長（平賀 真）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 ファミリー支援事業につきましても、ちょっとお調べさせていただきまして、後ほどご回答させていただきます。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

じゃちょっと対象施設は後ほどということなんですけれども、これを伺ったのは、母子を一時的に受け入れるような施設というものについても支援しているような自治体もあるようでして、当町でもそのような施設に対しても、支援しているのかということをお伺いしたかったんですけども、もし、支援対象であれば、それは非常にいいことだと思うんですけども、対象外なのであれば、ちょっとそういったことも、今後検討が必要なのかなと思われましたので、質問させていただきました。

ちょっと詳細をいただいた後で、またちょっとお話ししたいと思います。
続いて、決算書の92ページです。

こちらの負担金、補助及び交付金のところの真ん中の下ぐらいですかね。
高齢者世帯等除雪支援事業、これも従来からある事業だと思うんですけども、最近、住民共助による地域づくり事業の一環でも、除排雪支援が含まれるようになってきておまして、この2つの事業の関係性、どちらを優先するとか、どうなっているのか、また、その事業の利用方法について、利用者に十分理解されているのかというところを、お考えをお伺いしたいと思います。

委員長（平賀 真）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

住民共助による地域づくり活動のお話になりましたので、こちらのほうから説明させていただきますが、除排雪の対象としましては、高齢者の申込み、シルバーに申込みある世帯を除く分について、住民共助で対応することが可能ということにしております。

シルバーのほうは、玄関から道路に出るまでの歩くところだけの除排雪というふうに聞いておりますので、例えば屋根から落ちた雪を寄せるですとか、もっと歩くところを広く取るですとか、そういうところについては、住民共助のほうで対応することも可能というふうにすみ分けしております。

あと、住民共助のほうは、家の間口関係だけではなくて、地域の中の必要な箇所を除雪することもオクケーとしておりますので、その辺については、すみ分けをしながら進めているところでございます。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

住民共助のほうが、かなり自由度が高いのかなというふうにお伺いしたいんですけども、ちょっと今のところで一応確認したいのが、シルバーでお願いした、シルバーでお願いし切れないところを住民共助で対応するということが可能なんですかね。

委員長（平賀 真）

企画政策課長。

企画政策（加藤登美子）

課長 お答えします。

シルバーでお願いしてないお家ですとか、そこら辺の対応も共助は可能ということにしております。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

すみません、シルバーでお願いしていて、シルバーでやっていただいたところはやっていただいて、ただ、それにプラスして、ここもやってほしいなというようなところを住民共助でやっていただくというのも大丈夫なんですかね。

委員長（平賀 真）
企画政策課長。

企画政策課長（加藤登美子）
お答えします。

それは、共助でやってくださる方々がオッケーという判断をすれば、やってもらうことは可能です。

委員長（平賀 真）
森山委員。

8番（森山大輔）

大変いい制度になっているのかなと思いますので、この辺、多分制度がだんだん変わってきているので、利用者の方は周知されていると思うんですけども、なるべくこの利用しやすい形で、その辺の情報が伝わるように配慮していただければなと思います。

次、決算書の96ページの老人福祉費の負担金、補助金及び交付金のところに、おらほの敬老交流会というのがありますけれども、これと令和5年度の開催件数と、参加率がどのぐらいの方が参加されたのか、お答えいただけますでしょうか。

委員長（平賀 真）
福祉課長補佐。

福祉課長補佐（近藤 洋）
お答えいたします。

まず、おらほの敬老交流会と補助金なんですけれども、敬老交流会の開催と、祝品の配布の2つの事業がございます。

敬老交流会の開催につきましては、令和5年度で、自治会数にしますと38自治会、敬老祝品につきましては40自治会のほうで開催しております。

参加人数及び祝品の配布数につきましては、今お調べしましてお答えさせていただきます。

委員長（平賀 真）
森山委員。

8番（森山大輔）

これを質問させていただいた趣旨というのは、当初、町全体の敬老交流会、敬老会のほうに、なかなか人が集まらなくなっているの、地域開催に切り替えたというお話だったと思うので、じゃその後、どんな感じで開催になって、参加者が増えているのかなとか、そのあたりをお聞きしたかったんですけども、ちょっと参加者数が分からないとあれなので、後ほどそれを教えていただいた時点で、また確認したいと思います。

続きまして、同じく決算書96ページの高齢者補聴器購入費用助成事業、すぐ下の事業なんですけれども、こちらの助成件数というのは何件ぐらいになるのか、教えていただけますでしょうか。

委員長（平賀真）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 お答えいたします。

補聴器についての助成件数ですけれども、今お調べいたしますので、後ほどご回答させていただきます。

委員長（平賀真）

森山委員。

8番（森山大輔）

じゃ、件数も後ほどということで、やっぱり高齢化に伴って、聞こえ方にいろいろ困難を抱える方が多いということで、助成するところも増えているようなんですけれども、最近、軟骨伝導補聴器というものがだんだん出回ってきて、こういったものも助成対象に含めているところというのも出てきているようなんですけれども、多分こちらのほうが安いんですかね。新しい技術みたいなんですけれども、こういったものも三種町の場合というのは助成対象になりますでしょうか。

委員長（平賀真）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 すみません、ちょっとお聞きづらいところがありましたので、もう一度お話ししていただけますでしょうか。

委員長（平賀真）

森山委員。

8番（森山大輔）

私のあの理解なんですけれども、普通耳に入れる補聴器、あと今まで骨伝動という技術が前からあったんですけれども、最近、軟骨伝導という技術を使って難聴に対応する、そういう機械が出てきているらしいんですね。これが意外と安く普及しているようで、そういったものにも助成する自治体が出てきているようなんですけれども、三種町の場合は、そういったものを対応できるような制度になっているのかな、この予算になってるのかなというところで質問させていただきました。

委員長（平賀真）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐 お答えいたします。

軟骨伝導のタイプの補聴器でも補助の対象となります。

なお、先ほどご質問のありました補助件数でございますけれども、令和5

年度におきましては8件の補助を行っているところでございます。

委員長（平賀真）

森山委員。

8番（森山大輔）

ご確認ありがとうございます。

この軟骨伝導も対象ということで、非常にいい制度になっているのかなと思います。なかなか本式の補聴器だと高くて手が出ないというお話も聞くんですけど、この軟骨伝導のほうはかなり低額で手に入るようなので、そういったものももしあれであれば、必要な方に情報が伝わるような工夫もされるとよろしいのかなと思います。

続いて、決算書の102ページなんですけれども、児童館費、一番下のところの児童館費なんですけれども、最近、保育園等でも支援が必要なお子さんが増えているというお話を伺っております。そこからすると、児童館でも支援が必要なお子さんは増えているのかなというふうに想像できるわけなんですけれども、そういった現状はどうか。

また、そういった支援が必要な児童への対応としてはどのような対応をしていらっしゃるのかというところを、お答えいただけますでしょうか。

（「委員長、決算審議です」の声あり）

委員長（平賀真）

今答弁できますか。

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤洋）

補佐

現在、発達に問題を抱える児童の数というものは年々増加傾向にございまして、児童クラブにおきましては、まずそういった児童支援員の方も、専門的な知識だとか資格を有しているわけではございませんので、まず、特別に配慮しながら、児童クラブで育成支援を行っているところでございます。

ただ、育成支援が難しい児童もいらっしゃいますので、そういった児童につきましましては、長信田の森さんのほうの発達障害であったり、そういった治療を行うような施設のほうをご紹介したという事例はございます。

以上でございます。

委員長（平賀真）

ただいま自席のほうから発言がありましたことにつきまして、今後、この委員会審査についての発言内容、質問内容等を議長に相談しながら今後発言の内容を精査してまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願いいたします。

森山委員。

8番（森山大輔）

やはり支援が必要なお子さんが増えてきているその中で、今、専門知識がない職員の方にも配慮していただきながら、専門機関を必要に応じて紹介しているということでした。

今後、この傾向が続けば、多分これまでの体制がひょっとしたら難しいこともあるのかなと思って質問したんですけれども、そういったことを考慮しながら進めていただければと思います。

最後、決算書の158ページの真ん中辺りの負担金、補助金及び交付金のところの秋田県防災士養成研修なんですけれども、防災士この令和5年度に多分養成スタートしていると思うんですけれども、養成した防災士に、どのような役割を期待して養成しているのかというところをお知らせいただけますでしょうか。

委員長（平賀 真）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 お答えいたします。

防災士につきましては、毎年2名ほど養成するということで計画してございます。防災士につきましては、地域の消防団または消防活動に準じた活動をしている方々を対象として育成しているということでございますが、なかなか候補者が見つからないというのが現状でございます。

また、防災士につきましては、資格を取りましてから各小学校とか、そちらのほうに防災の教育、学習とかの講師に行ってもらったり、そういったことをしてもらうように期待してございます。

以上です。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

ご説明ありがとうございます。

これですね、今1つ課題として、防災において女性の視点というのが言われているわけなんですけれども、この防災士の候補者の方の選定に当たって、女性の防災士さんを増やすというような方向で人選とかいうことは検討されましたでしょうか。

委員長（平賀 真）

町民生活課長。

町民生活（後藤一家）

課長 お答えいたします。

女性の防災士につきましては、今年度、実は2名の方々に依頼をしていたところでございましたが、直前になりまして残念ながら参加できないということで、人選をまた再度したという経緯がございます。

今後、女性の防災士の育成を推進していくよう、人選も含めて検討してまいりたいと、そういうふうに考えてございます。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

ありがとうございます。
以上で私の質問を終わります。

委員長（平賀 真）

ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。
（なしの声あり）

委員長（平賀 真）

暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時30分 再開

委員長（平賀 真）

それでは全体会を再開いたします。
福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 お答えいたします。

まず初めに、保育料の徴収金額につきましてですけれども、町では所得に応じまして12階層に区分されております。真ん中の第6階層では月額2万1,000円の保育料となります。

ただ、県のほうからの助成もございまして、所得に応じて第6階層ですと4分の1の助成がございまして、そのため月額保育料は1万5,750円ということになります。

続きまして、ファミリー支援事業でございまして、母子支援につきましては対象とはしていないものでございます。

おらほの敬老交流会の補助金なんですけれども、敬老交流会への参加人数につきましては673人、敬老祝品の配布数につきましては1,573人ということでございます。

以上でございます。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

ご確認ありがとうございます。

1つ、子育てファミリー支援事業のほうの対象施設なんですけれども、今、母子一時受入れ施設は対象でないということなんですけれども、これは今、大分こういった需要が増えてきているようですので、今後に関して検討していただければいいのかなと思います。

おらほの交流会のほうなんですけれども、今、交流会の参加人数と祝品の配布対象者数のほうを教えてくださいまして、これはもともと地域移行したのが参加を、そのほうが参加しやすいだろうということで、地域

のほうに自治会等にお任せしてやっていただける状況だと思いますけれども、これは当初想定したように地域に移行することで参加する方が増えるというような状況になっているのかどうか、その辺の認識をお答えいただけますでしょうか。

委員長（平賀 真）

福祉課長補佐。

福祉課長（近藤 洋）

補佐 本事業につきましては、令和4年度から開始されたものでございますけれども、令和4年度、令和5年度と年々増加傾向にございます。

以上でございます。

委員長（平賀 真）

森山委員。

8番（森山大輔）

増加傾向ということで、非常に喜ばしいことだと思います。ぜひ当初予定したように、より多くの方が参加していただいて、しっかり敬老を祝っていただけるような場となっていくように、引き続き町としても応援していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

委員長（平賀 真）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。9番、伊藤委員。

9番（伊藤千作）

この令和5年度一般会計決算については、任意なのに事実上強制するマイナンバー保険証、現在の保険証をなくすことにつながっていくマイナンバーカード普及の予算計上を行っておりますので、令和5年度一般会計決算については反対であります。

委員長（平賀 真）

ほかに賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

委員長（平賀 真）

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第1号「令和5年度三種町一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、本件に反対とみなします。

本件を認定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

委員長（平賀 真）

着席ください。

起立多数です。よって、認定第1号は認定すべきものとします。

それでは、反対が2名以上おりましたので、少数意見の保留のほうへ進めたいと思います。

次に、少数意見の留保を行います。

少数意見を留保する場合は、挙手の上、その内容を簡明に申し出てください。

少数意見の留保はありませんか。9番、伊藤委員。

9番 (伊藤千作)

マイナンバー保険証の導入は見直しを行うべきものであり、この決算はその逆の方向に向かう決算となっていますので、反対であります。

委員長 (平賀真)

ただいまの少数意見に賛成者はおりませんか。

(賛成者挙手)

委員長 (平賀真)

この少数意見の留保は1人以上の賛成者がありませんので、成立しませんでした。

少数意見の留保ないものと認め、少数意見の留保を終わります。

日程第2. 認定第2号「令和5年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。9番、伊藤委員。

9番 (伊藤千作)

令和5年度国民健康保険特別会計決算について。

国民健康保険加入者は低所得の人が多く、保険税に事業主負担がないなどで、保険税の負担が重くなります。したがって、税の負担軽減に努めるべきだと思います。国民健康保険法第1条で定めている社会保障及び国民保険の向上に寄与する方向に向けて運営すべきではありますが、そうになっていません。よって、令和5年度国民健康保険特別会計決算には反対であります。

以上です。

委員長 (平賀真)

ほかに賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第2号「令和5年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

この表決は起立によって行います。

なお、起立しない場合は、本件に反対とみなします。

本件を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長 (平賀 真)

着席ください。

起立多数です。よって、認定第2号は認定すべきものとします。

日程第3. 認定第3号「令和5年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第3号「令和5年度三種町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第3号は認定すべきものとします。

日程第4. 認定第4号「令和5年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

日程第4号「令和5年度三種町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第4号は認定すべきものとします。

日程第5. 認定第5号「令和5年度三種町介護サービス事業勘定特別会計

歳入歳出の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第5号「令和5年度三種町介護サービス事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第5号は認定すべきものとします。

日程第6. 認定第6号「令和5年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第6号「令和5年度三種町温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第6号は認定すべきものとします。

日程第7. 認定第7号「令和5年度三種町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第7号「令和5年度三種町水道事業会計決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第7号は認定すべきものとします。

次に、分科会の附帯意見を採決します。

環境厚生分科会の附帯意見を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、環境厚生分科会の附帯意見は原案のとおり決定しました。

日程第8. 認定第8号「令和5年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

討論ないものと認め、討論を終わります。

認定第8号「令和5年度三種町下水道事業会計決算の認定について」を採決します。

本件を認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、認定第8号は認定すべきものとします。

次に、分科会の附帯意見を採決します。

環境厚生分科会の附帯意見を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

ご異議ないものと認めます。よって、環境厚生分科会の附帯意見は原案の

とおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、本委員会の審査報告書は、議会運営基準第20号の規定により正副委員長が作成します。

続けて、資料の追加要求の協議を行います。

全議員で共有すべき資料の申出はありませんか。

(なしの声あり)

委員長 (平賀 真)

資料の追加要求の申出はないものと認め、協議を終わります。

本日の会議を閉じます。

これをもって決算特別委員会を閉会します。

皆様、お疲れさまでございました。

午前10時46分 閉 会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

決算特別委員会委員長 平 賀 真